

平成十七年三月十八日受領
答弁第三〇号

内閣衆質一六二第三〇号

平成十七年三月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員赤嶺政賢君提出長崎県大瀬戸町西泊海岸のボタ山撤去等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員赤嶺政賢君提出長崎県大瀬戸町西泊海岸のボタ山撤去等に関する質問に対する答弁書

一及び四について

平成十七年一月十九日、資源エネルギー庁、長崎県及び大瀬戸町の職員並びに大瀬戸町議会議員が大瀬戸町の西泊海岸の現地調査を実施した結果、ぼたが波浪により洗掘され流れ出し、海岸沿いに堆積^たしている箇所があり、そこに生活排水が流れ込み、水たまりができている箇所があることを確認した。この問題については、現在、長崎県と大瀬戸町が相談をしつつ、対応策を検討しているものと承知している。

二及び五について

御指摘の大瀬戸町の西泊海岸のぼた流出等により陸上化した部分については、先の答弁書（平成十六年十二月七日内閣衆質一六一第五二号。以下「前回答弁書」という。）二の三について述べたとおり、その権利の帰属先を特定するための事実関係について不明な点が多く、所有権者は明確となっていないと承知している。また、前回答弁書二の三についてにおいて、当該部分について「土地としての登記はされていない。」としたのは、当該部分が、登記所に備え付けられている地図において形状のみ表示され地番は付されていない形で記載されているということ述べたものである。

三について

当時の行政文書が残っていないことから詳細な事実関係は不明であるが、福岡財務支局長崎財務事務所は、普通財産である国有財産の管理処分機関としての立場から、御指摘の大瀬戸町の西泊海岸のぼた流出等により陸上化した部分が、仮に普通財産として同事務所に引き継がれた場合の一般的処理について、大瀬戸町と打合せを行ったものと考ええる。